

魚津市告示第12号

魚津市被災者生活再建支援事業実施要綱を次のように定める。

令和6年1月26日

魚津市長 村椿 晃

魚津市被災者生活再建支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、甚大な自然災害が発生した際に、被害を受けた被災者に対し、その生活の再建に資するため、本市が被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自然災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害で、富山県内又は隣接県内において被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）が適用されたものをいう。

(2) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）

イ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）

ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）

エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号。以下「政令」という。）第2条に規定するものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）

オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊世帯」という。）

カ 当該自然災害により住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失しており、当該住宅に居住するために補修を要すると認められる世帯（イからオまでに掲げる世帯を除く。以下「半壊世帯」という。）

(3) 単数世帯 自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯をいう。

(4) 複数世帯 自然災害の発生時においてその属する者の数が2以上である世帯をいう。

(5) 基礎支援金 被災者生活再建支援金のうち、住宅の被害程度に応じて支給する支援金をいう。

(6) 加算支援金 被災者生活再建支援金のうち、住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、自然災害によって、居住用住宅が被害を受けた被災世帯の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、法の適用により、法に基づく被災者生活再建支援金の支給を受ける者には支援金は支給しない。

(支援金の区分及び支給額)

第4条 支援金は、基礎支援金及び加算支援金とし、その額は、別表に定める区分に応じ、それぞれ同表に定める額を上限とする。

(支給申請等)

第5条 支援金の支給を受けようとする支援対象者は、魚津市被災者生活再建支援金支給申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請は、支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日までに、加算支援金にあつては37月を経過する日までに行わなければならない。

(支給決定及び支給)

第6条 市長は、前条の申請があったときは内容を審査し、支援金を支給することを決定したときは魚津市被災者生活再建支援金支給決定通知書(様式第2号)により、支援金を支給しないことを決定したときは魚津市被災者生活再建支援金不支給決定通知書(様式第3号)により申請者へ通知する。

2 市長は、支援金の支給を決定した場合は、速やかに支援金を支給するものとする。

(状況報告)

第7条 支援対象者は、第5条の規定による申請内容どおりに居住用住宅の再建を完了したことが分かる書類を、魚津市被災者生活再建支援金再建状況報告書(様式第4号)により再建完了後速やかに市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第8条 市長は、支援金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

(2) 第5条の規定による申請内容どおりに住宅の再建をしなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 支援金の受給者は、前項の規定による支援金の返還を請求されたときは、その請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を本市に納付しなければならない。

3 支援金の受給者は、第1項の規定による支援金の返還を請求されたときは、その請求に係る支援金の納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

4 市長は、前2項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認めるときは、支援金の受給者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部

を免除することができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は公表の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第6条第1項の規定による支給決定を受けている者に係る第8条及び第9項の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

被災者生活再建支援金

（単位：万円）

区分	基礎支援金	加算支援金		計	
	支給額	住宅の再建方法	支給額		
複数世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊世帯 半壊世帯	—	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25
単数世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊世帯 半壊世帯	—	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.75	18.75

- 1 「解体世帯」とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいう。
- 2 「建設・購入」とは、その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯をいう。
- 3 「補修」とは、その居住する住宅を補修する世帯をいう。
- 4 「賃借」とは、その居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯をいう。
- 5 加算支援金のうち、住宅の再建方法が2以上に該当するときの加算支援金の額は、最も高いものとする。

魚津市被災者生活再建支援金支給申請書

年 月 日

魚津市長

宛

申請者

現在の住所	
氏名	
連絡先（電話番号）	

被災者生活再建支援金の支給を受けたいので、魚津市被災者生活再建支援事業交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

I 被災時の世帯状況について記入して下さい。

①世帯主の氏名

ふりがな	生年月日
氏名	年 月 日

②被災した住宅の所在地

--

③世帯員の氏名

ふりがな	生年月日	ふりがな	生年月日
氏名	年 月 日	氏名	年 月 日
ふりがな	生年月日	ふりがな	生年月日
氏名	年 月 日	氏名	年 月 日

※世帯全員の住民票（続柄記載のもの）を添付して下さい。

※世帯員とは、世帯主と住宅及び生計を1つにする世帯主以外の方をいいます。

II 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい。

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
口座名義（カナ）			

※振込先口座の通帳の写しを添付して下さい。

Ⅲ (1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区分	複数世帯	単数世帯
全壊	100万円	75万円
解体世帯	100万円	75万円
長期避難世帯	100万円	75万円
大規模半壊世帯	50万円	37.5万円
申請額	万円	

※り災証明書を添付して下さい。

※解体世帯での申請の場合は、当該住家を解体したことが分かる書類を添付して下さい。

※長期避難世帯での申請の場合は、長期避難世帯であることが分かる書類を添付して下さい。

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区分	住宅の再建方法	複数世帯	単数世帯
全壊	建設・購入	200万円	150万円
	補修	100万円	75万円
	賃借	50万円	37.5万円
解体世帯	建設・購入	200万円	150万円
	補修	100万円	75万円
	賃借	50万円	37.5万円
長期避難世帯	建設・購入	200万円	150万円
	補修	100万円	75万円
	賃借	50万円	37.5万円
大規模半壊世帯	建設・購入	200万円	150万円
	補修	100万円	75万円
	賃借	50万円	37.5万円
中規模半壊世帯	建設・購入	100万円	75万円
	補修	50万円	37.5万円
	賃借	25万円	18.75万円
半壊世帯	建設・購入	100万円	75万円
	補修	50万円	37.5万円
	賃借	25万円	18.75万円
申請額	万円		

※り災証明書を添付して下さい。

※解体世帯での申請の場合は、当該住家を解体したことが分かる書類を添付して下さい。

※長期避難世帯での申請の場合は、長期避難世帯であることが分かる書類を添付して下さい。

※加算支援金を申請する場合は、住宅の再建方法が確認できる書類の写しを添付して下さい。

様式第2号（第6条関係）

魚津市指令 第 号

住 所

氏 名

魚津市被災者生活再建支援金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市被災者生活再建支援金について、支給決定
しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



記

支 給 決 定

支給決定対象者氏名

支給額

様式第3号（第6条関係）

魚津市指令 第 号

住 所

氏 名

魚津市被災者生活再建支援金不支給決定通知書

年 月 日付で申請のあった魚津市被災者生活再建支援金について、不支給決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



記

不 支 給 決 定

不支給決定対象者氏名

不支給の理由

魚津市被災者生活再建支援金再建状況報告書

年 月 日

魚津市長

宛

報告者

現在の住所	
氏名	
連絡先（電話番号）	

年 月 日付け魚津市指令 第 号により支給決定を受けた魚津市被災者生活再建支援金の再建状況報告について、次のとおり報告します。

1 支給決定を受けた内容	_____
2 居住用住宅の再建の完了内容	_____

※支給申請内容どおりに居住用住宅の再建を完了したことが分かる書類を添付して下さい。